

設 計 図 書

工事番号	社整交道第 2 6 - 1 号
工 事 名	町道童仙房線門前橋上部工工事
工事場所	相楽郡和東町大字門前地内
工 期	平成 2 7 年 9 月 3 0 日限り

特記仕様書

工事番号	社整交道第26-1号
工事名	町道童仙房線門前橋上部工工事
工事場所	相楽郡和東町大字門前地内
工期	平成27年9月30日限り

第1条 本工事の施工にあたっては、「土木工事共通仕様書（案）（平成22年4月）」（以下「共通仕様書」という。）、「土木構造物標準設計」（国土交通省）及び「土木工事標準設計図集」（近畿地方整備局）によるものとする。本特記仕様書及び土木工事共通仕様書（案）（平成22年4月）中、「請負者」とあるのは「受注者」と読み替えるものとする。

第2条 共通仕様書に対する特記事項は、次のとおりとする。

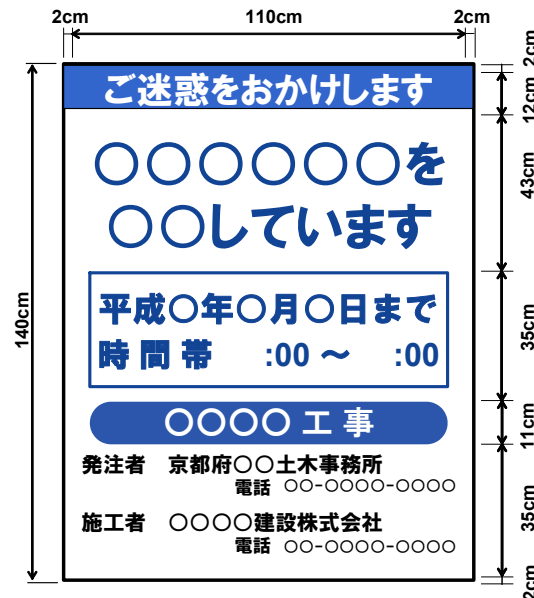
第1章 総則

1-1 標示板の設置

請負者は、工事の施工にあたって、工事現場の公衆が見やすい場所に、工事の目的、工事名、工事場所、工期、請負者名、発注者名等を記載した標示板を設置しなければならない。

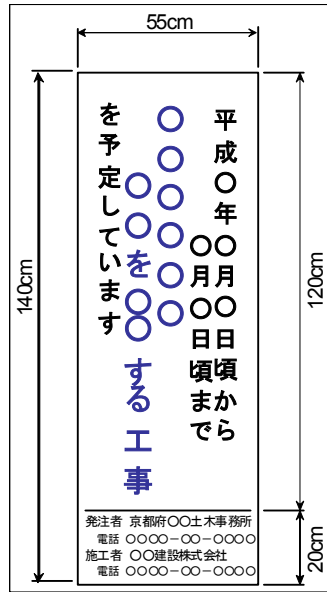
（標示板の記載例）[工事表示板]

工事内容：橋を架け替えています
 工事種別：橋梁架設工事



※発注者を和東町建設事業課とすること

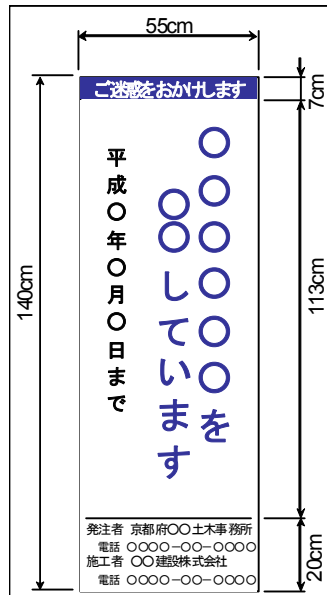
設置位置	<ul style="list-style-type: none"> ・工事区間の起終점에設置する。 ・車線規制を行う場合には、規制区間の起終点にも設置する。 ・ドライバー等の視認性を考慮した箇所に歩行者等の支障にならないように設置する。
設置期間	<ul style="list-style-type: none"> ・路上工事開始から路上工事終了までの間設置する。
規格色彩等	<ul style="list-style-type: none"> ・「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「〇〇工事」等の工事種別は、青地に白抜き文字とする。 ・「〇〇をしています」等の工事内容、工事期間は、青色文字とする。 ・工事種別、工事内容については、別表2を参考に記載する。 ・その他の文字及び線は、白地に黒色とする。 ・線の余白は2cm、線線の太さは1cm、区画線の太さは0.5cmとする。 ・道路上に設置する場合は必要に応じ高輝度反射式または同等品以上のものとする。 ・道路上に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝材（ソフトカバー）を付けること。



※発注者を和東町建設事業課とすること

[工事情報看板]

設置期間	・路上工事を開始する1週間以上前から路上工事を開始するまでの間設置する。
設置位置	・予定されている路上工事に関する工事情報を歩行者、沿道住民へ提供するため、歩道に設置する。 ・ドライバーから看板内容が見えないよう、歩道側に向けて設置する。
規格色彩等	・色彩は、「平成〇年〇月〇日頃から」、「〇〇〇を〇〇する工事を予定しています」等の工事内容については青色文字とする。 ・工事内容については、別添を参考に記載する。 ・その他の文字及び線は、白地に黒色とする。 ・道路上に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝材（ソフトカバー）を付けること。
摘要	・1日で完了する軽易な工事、歩道のない箇所については設置しない。 ・設置の要否は沿道環境を考慮し個別に判断。 ・工事開始時に速やかに撤去すること。



※発注者を和東町建設事業課とすること

[工事説明看板]

設置期間	・路上工事開始から路上工事完了までの間設置する。
設置位置	・実施されている路上工事に関する工事情報を歩行者、沿道住民へ提供するため、工事情報看板に代えて歩道に設置する。 ・ドライバーから看板内容が見えないよう、歩道側に向けて設置する。
規格色彩等	・色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文については、青地に白抜き文字とする。 ・「〇〇〇を〇〇しています」等の工事内容については、青色文字とする。 ・工事内容については、別添を参考に記載する。 ・その他の文字及び線は、白地に黒色とする。 ・道路上に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝材（ソフトカバー）を付けること。
摘要	・1日で完了する軽易な工事、歩道のない箇所については設置しない。 ・設置の要否は沿道環境を考慮し個別に判断。

※工事情報板、工事説明板については、特に歩行者への工事情報提供を目的としており、設置の要否は沿道環境を考慮し個別に判断すること。

第2章 材料及び施工

2-1 コンクリートの養生

コンクリートの養生については、通常の施工方法としているが、寒中（暑中）コンクリートとして施工を行う必要がある場合には、コンクリートの配合、強度、構造物の種類、断面の厚さ及び外気温度等を考慮してその方法、期間及び養生温度等を計画して、監督職員の承諾を得るものとし、設計変更の対象とする。

2-2 再生材の利用について

本工事については、下表のとおり再生資材を使用する。

ただし、再生材製造工場の都合等により下表の再生資材の使用が困難な場合については、監督職員と協議の上、新材とするものとし、設計変更の対象とする。

資材名	規格	用途	備考
再生クラッシャーラン	RC-40(30)	路盤	
	RC-40	構造物の基礎	
	RC-40	コンクリートブロック張（積）・石張（積）の天端工及び胴込・裏込材	
再生粒度調整碎石	RM-40(30)	路盤	
再生加熱アスファルト安定処理混合物	アスファルト安定処理	路盤	
再生加熱アスファルト混合物	粗粒度アスコン	基層	
	密粒度アスコン	表層	
	細粒度アスコン	表層	
改質再生アスファルト混合物	粗粒度アスコン	中間層	
	密粒度アスコン	表層	

なお、再生資材を使用する場合は、以下により品質管理が適正であるか確認の上使用すること。

- 1 上表再生資材を路盤材又は舗装材として使用する場合は「プラント再生舗装技術指針」による。
- 2 再生クラッシャーランを構造物の基礎材として使用する場合は「プラント再生舗装技術指針」及び「コンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準（案）」によるものとし、構造物の立地条件等を考慮して適正な品質のものを使用する。

なお、河川に関わる工事（低水護岸の水際工作物）のコンクリートブロック張（積）、石張（積）の基礎材として使用する場合は、アスファルト塊の混入したものを使用してはならない。

- 3 再生クラッシャーラン（RC-40）を河川に関わる工事（低水護岸の水際工作物）のコンクリートブロック張（積）・石張（積）の胴込・裏込材に使用する場合は、アスファルト塊は不可とし、かつ、すりへり減量が50%以下の品質のものを使用する。
- 4 再生骨材は、木屑、紙、プラスチック、レンガ等混入物を有害量含んではならない。

2-3 仮設盛土材の利用

本工事に使用する仮設盛土材については、和東町保管の仮置土を使用すること。ただし、やむを得ない事情等により上記によりがたい場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとする。
土量の確認方法については、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。

保管場所	相楽郡和東町大字原山地内
搬出場所	同上
使用予定量	200 m ³
運搬距離	片道4 km

2-4 不正軽油の使用防止

- 1 軽油については、JIS規格軽油を使用すること。
- 2 燃料検査を実施する時は協力しなければならない。

2-5 工場製作品の輸送

- 1 リバブリッジパネルの輸送距離はL=83.1 kmとしている。

第3章 施工計画書

3-1 施工計画書

共通仕様書第1章第1節1-1-6に規定する施工計画書の有無（有~~無~~）

なお、施工計画書は工事着手前に提出するものとする。

また、施工計画書には工事現場の安全対策の充実と災害を未然に防止するため次の事項を具体的に記載するとともに、その記載内容に基づく現場施工の徹底を図ること。

1 現場組織表

現場代理人の夜間・休日の連絡先（携帯電話を含む）など緊急時の連絡先

2 緊急時の連絡体制

土木事務所関係（休日等含む）、市町村関係、警察署、消防署、労働基準監督署、救急病院、電力会社、NTT、ガス会社等の関係機関、地元役員等の名称及び連絡方法

3 緊急時の対応

- (1) 気象予警報発令時等のパトロール等による現場状況の確認方法
- (2) 状況に応じた現場対応体制と待機、出動基準及び連絡方法
- (3) 緊急作業に必要な資機材の調達確保方法
- (4) 総雨量や水位等の状況変化に伴う段階的な緊急作業内容とその開始基準

4 仮設計画

指定仮設、任意仮設を問わず仮設の具体的な構造及び施工方法

3-2 施工体制台帳等の作成・提出

請負者は、請負額3千万円以上の工事について、施工体制台帳（下請負契約書等添付）及び施工体系図を作成し、監督職員に提出しなければならない。
総合評価競争入札の工事の場合には
請負者は請負額にかかわらず、施工体制台帳（2次以下を含む全ての下請契約書等添付）及び施工体系図を作成し、監督職員に提出しなければならない。
施工体制台帳に添付の下請契約書記載金額により、入札時に提出した下請施工割合や府内企業の下請割合との比較表を提出しなければならない。
なお、府内企業の下請割合が入札時提出のものより低下した場合は、当該工事の入札公告に基づき成績評定の減点を行うものとする。
また、最終下請契約書の不備により当該率が算出できない場合は、履行できなかったものとして取り扱うものとする。

3-3 共同施工計画書

請負者が経常建設共同企業体の場合は、共同企業体としての施工体制を確保するため、工事着手前に「共同施工計画書」（別記様式）を必ず提出しなければならない。

第4章 工事用地等の使用

4-1 借地料

本工事に設計積算時には、施工箇所隣接地の借地を想定しているが、詳細な施工計画書作成後、その必要性の有無を監督職員と協議すること。

第5章 工事の着手

5-1 始期日

本工事については、契約日の翌日以降に着手すること。

第6章 工事現場発生品

6-1 建設発生土処理計画書・報告書の作成

- 1 請負者は、工事を施工する場合において、あらかじめ建設発生土処理計画書を作成し、施工計画書に含めて提出するものとする。
- 2 施工後は、数量が確認できる資料（図面、写真等）を添付した建設発生土処理報告書を提出すること。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議の上その指示によること。

第7章 工事材料の品質

7-1 品質証明書等

請負者は、工事に使用する材料のうち監督職員の指示した材料の使用に当たっては、その外観、品質証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

区分	確認材料名	摘要
全工種	主要材料	

第8章 監督職員による検査（確認を含む）及び立会等

8-1 段階確認

請負者は、共通仕様書定めるもののほか、下表の工種及び監督職員の指示した工種の施工段階において、段階確認を受けなければならない。この際、請負者は工種、細別、確認の予定時期、測定結果等を監督職員に書面により報告しなければならない。ただし、段階確認の実施時期及び実施個所は監督職員が定めるものとする。

種 別	細 別	施工段階（確認時期）
床版工		鉄筋組立完了時
架設工	座標管理状況	架設前後

第9章 随時検査

9-1 随時検査

1 請負者は、下表の工種及び監督職員の指示した工種の施工段階において、随時検査を受けなければならない。

種 別	細 別	施工段階（検査時期）
工場製作工		仮組完了時
架設工	地組工	主桁地組完了時

- 2 随時検査は、検査日までに完成した出来形分について、技術的確認は行うが、給付の対象としない。
- 3 検査は、検査日までに完成した出来形を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行う。
 - (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。
 - (2) 工事管理状況について、書類、記録、写真、ビデオ等に基づき検査を行う。
- 4 請負者は、検査時に確認できる完成部分（部分完成を含む。）については、設計図書を複写して色分け（完成部分を赤色）して2部提出しなければならない。
- 5 請負者は、この検査により確認した出来型部分の工事目的物の引渡しは行わないものとし、引渡しまで善良に管理すること。

第10章 施工管理

10-1 品質管理試験

本工事の施工に伴い実施する品質管理試験は、品質管理基準に記載される「必須」項目を実施し、「その他」の項目については、監督職員の指示により実施すること。

10-2 規格値

品質及び出来形の規格値は、土木工事施工管理基準及び規格値によるものとする。

① 出来形規格値

- 10-3 レディーミクストコンクリート施工の品質確保
スランプ試験、圧縮強度試験、空気量測定については、監督職員立会の上、実施しなければならない。ただし、やむを得ない場合は監督職員の承諾を受けた上で、請負者のみで実施してもよい。
- 10-4 コンクリート構造物の品質管理試験
(コンクリートの単位水量測定)
1. 請負者は、レディーミクストコンクリート使用量が1日当たり100m³以上施工するコンクリート工において、「コンクリートの単位水量測定要領(案)」(以下、測定要領)に基づき、単位水量の測定を実施しなければならない。
測定機器は、測定要領の「2. 測定機器」によるものとし、使用する機器を施工計画書に記載することとする。
単位水量の測定は、測定要領の「5. 測定頻度」及び「6. 管理基準・測定結果と対応」により実施することとする。
 2. 請負者は、コンクリートの単位水量測定を実施する場合は、事前に段階確認に係わる報告を所定の様式により監督職員に提出して、少なくとも1回は、段階確認を受けなければならない。
また監督職員から段階確認の実施について通知があった場合には、請負者は、段階確認を受けなければならない。
- (ひび割れ調査)
1. 請負者は、高さが5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25m²以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工、トンネル及び高さが3m以上の堰・水門・樋門(いずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは除く。)の施工に際し、施工完了時(埋戻し前)に「ひび割れ調査要領(案)」に基づき、調査を実施しなければならない。
 2. 調査方法は、0.2mm以上のひび割れ幅について、展開図を作成するものとし、展開図に対応する写真についても提出しなければならない。
- また、ひび割れ等変状の認められた部分をマーキングするものとする。
3. 請負者は、ひび割れ発生状況の調査を実施した結果を監督職員に提出することとする。
- (テストハンマーによる強度推定調査)
1. 請負者は、高さが5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25m²以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工、トンネル及び高さが3m以上の堰・水門・樋門(いずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは除く。)の施工に際し、施工完了時(埋戻し前)に「テストハンマーによる強度推定調査要領(案)」に基づき、調査を実施しなければならない。
 2. テストハンマーによる強度推定調査は、鉄筋コンクリート擁壁、カルバート及びトンネルについては目地間を1構造物の単位とする。但し、100mを超えるトンネルについては100mを超えた箇所以降は、30m程度毎に1箇所を調査単位とする。
その他の構造物については強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3カ所の調査を実施することとする。
 3. 請負者は、テストハンマーによる強度推定調査を実施する場合は、事前に段階確認に係わる報告を所定の様式により監督職員に提出して、少なくとも1回は、段階確認を受けなければならない。
また監督職員から段階確認の実施について通知があった場合には、請負者は、段階確認を受けなければならない。
 4. 請負者は、テストハンマーによる強度推定調査を実施した結果を監督職員に提出することとする。
- 10-5 工事書類の簡素化
1. 別添「土木工事書類一覧表」に基づき実施するものとする。また、工事打合簿(指示、協議、承諾、施工計画書の提出は除く)、段階確認書、確認・立会書、夜間・休日作業届の書類を提出については、電子メールにて提出できるものとする。
 2. 土木工事共通仕様書(案)(平成16年2月)第1編第1章総則1-1-6施工計画書第2項について、軽微な変更の場合(工期や数量だけの変更等)は変更施工計画書の提出を不要とする。
 3. 土木工事共通仕様書(案)(平成16年2月)第1編第1章総則1-1-22支給材料及び貸与物件第5項については削除するものとする。
 4. 土木工事共通仕様書(案)(平成16年2月)第1編第1章総則1-1-34工事中の安全確保第10項で規定されている実施状況の報告については、検査時に提示し、内容報告(実施日時、場所、参加者、状況写真、実施項目等を記述)は提出しなければならない。使用した資料等は提示するものとし改めて提出しなくてよいものとする。

- 5 土木工事共通仕様書（案）（平成16年2月）第1編第1章総則1-1-43官公庁への手続き等第3項については削除するものとする。
- 6 土木工事共通仕様書（案）（平成16年2月）第1編第1章総則1-1-44施工時期及び施工時間の変更第2項で規定されている休日・夜間作業届については、発注者・請負者双方が「作業日及び作業時間」「作業場所」「作業理由」「作業内容」について把握していれば、改めて提出しなくてよいものとする。
- 7 これらに定められていない場合は、監督職員と協議するものとする。

第11章 工事中の安全確保

11-1 請負者による安全協議会の設置

一連の道路や河川において複数の工事箇所が存在する場合には、工事関係者間の十分な連携が図れるよう複数の請負者による安全協議会を設置し、互いに情報交換を行い、共同して工事現場の安全確保にあたること。

11-2 近接施工

- 1 本工事区間に隣接して下表のとおりインフラ施設があるため、工事施工に際しては、監督職員の承諾を得た後に、関係官署と現地立会の上、当該施設の位置、高さ、施設の状態等を確認し、保安対策について十分打合せを行い、支障を及ぼさないようにすること。保安対策の打合せを行った時は、「立会打合せ調書」に立会者の押印を求め、当該調書の写しを監督職員に提出すること。
なお、打合せの結果、保安対策及び工法の変更が生じた場合は監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。
- 2 請負人の責により、当該施設に支障を及ぼした場合は、速やかに監督職員に報告するとともに、関係機関に連絡し、応急処置をとり、請負者の負担によりこれを補修しなければならない。

近接施設	管理者	設置場所	立会	移転申請状況
関電ケーブル	関西電力	仮設、地組ヤード	要	済
NTTケーブル	NTT	仮設、地組ヤード	要	済

11-3 占用設備等の管理者

- 1 設備の有無については、下記に問い合わせを行うこと。

関西電力 京都営業所

TEL 075-611-2131（関電柱）
FAX 075-202-0008（関電ケーブル）

（株）NTT西日本一みやこ 設備部

TEL 075-752-4272（NTT柱）
TEL 075-682-2973（NTTケーブル）

11-4 産業廃棄物運搬車両の表示等

1 自己（社）運搬の場合

- (1) 収集運搬車両の両側面に鮮明に識別しやすい文字の色で次の内容の表示を行うこと。
 - ・「産業廃棄物運搬車」の文字（同 140ポイント以上（5cm以上））
 - ・事業者の氏名又は名称（同 90ポイント以上（3cm以上））
- (2) 収集運搬車両は、次の内容が記載された書面を備え付けること。
 - ・「氏名又は名称及び住所」、「運搬する産業廃棄物の種類及び数量」、「運搬する産業廃棄物の積載日」「積載した事業場の名称、所在地及び連絡先」「運搬先の事業場の名称、所在地及び連絡先」

2 許可業者に運搬を委託する場合

- (1) 収集運搬車両の両側面に鮮明に識別しやすい文字の色で次の内容の表示がされている業者に委託すること。
 - ・「産業廃棄物運搬車」の文字（JIS Z8305 140ポイント以上（5 cm以上））
 - ・許可業者の氏名又は名称（同 90ポイント以上（3 cm以上））
 - ・統一許可番号（下6桁）（同 90ポイント以上（3 cm以上））
 - (2) 収集運搬車両に次の書面が備え付けられている業者に委託すること。
 - ・産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し
 - ・産業廃棄物管理票（マニフェスト）
- 3 提出資料
工事完成時に産業廃棄物の収集運搬車両への表示状況が確認できる写真を提出すること。

第12章 環境対策

12-1 低騒音型・超低騒音型の使用

本工事箇所は、特に生活環境を保全する必要がある地域であるので、施工に当たっては、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定に基づき指定された建設機械を使用すること。

12-2 環境等の保全

工事車両や建設機械のアイドリングストップを励行すること。

原則として省エネルギー、省資源に配慮した建設資材や建設機械等を使用すること。

建設資材：「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン購入法）」に規定されている環境ラベル「エコマーク」付の建設資材等

建設機械：「エネルギーの合理化に関する法律（省エネ法）」に規定されている「エネルギー消費効率に優れたガソリン貨物自動車」等

調整池（沈砂池）の設置や大規模な裸地の出現防止のため段階的に工事を行う等、流末の水環境の保全を図ること。

地域における伝統的行祭事等の実施が円滑に行われるよう地元等と十分に調整の上、工事を実施すること。

12-3 公害調査

本工事施工に先立ち隣接家屋の事前調査を行うものとし、家屋調査の方法等については、監督職員と協議すること。

第13章 交通安全管理

13-1 安全対策費

安全対策については、道路管理者及び所管警察署の打合せの結果により変更等が生じた場合は監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

また、条件変更及び請負者にて特に必要と認めた場合は、その対策等について監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

13-2 安全施設類

標識類、防護柵等の安全施設類については、現場条件に応じて設置する他、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行い実施すること。

なお、打合せの結果または、条件変更等に伴い、道路保安施設設置基準（案）以上の保安施設類が必要な場合は監督職員と協議するものとし設計変更の対象とする。

交通誘導員については、下表のとおり計上しているが道路管理者、所轄警察署等と打合せの結果又は、条件変更に伴い員数等に増減が生じた場合は、監督職員と協議の上設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導員
施工区間	延50名

請負者は、施工に先立ち作成する施工計画書に、安全施設類等設置計画を作成し、監督職員に提出すること。
 請負者は、工事期間中の安全施設類等の設置状況が判明できるよう写真等を整備し、完成検査時に提出しなければならない。

1 3 - 3 車輛の点検

工事車輛特にダブルタイヤ装着のダンプトラックについては、一般道に出る前にタイヤの間に石等の異物が挟まっていないことを確認し、石等の落下による事故防止に努めること。それを怠り第三者に被害を与えた場合は請負者の責任のもと円満に解決を図ること。

第14章 施工時期及び施工時間の変更

1 4 - 1 施工時間

施工時間は、昼間施工とするが、関係機関と協議の結果、変更が生じた場合は監督職員と協議すること。

第15章 仮設工

1 5 - 1 手すり先行型足場

請負者は、足場工の施工にあたり、枠組み足場を設置する場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン（厚生労働省 平成15年4月）」によるものとし、手すり先行工法の方式を採用した足場に、二段手すり及び幅木の機能を有するものでなければならない。

第16章 届出等

1 6 - 1 届出等

請負者は、工事の施工に当り、暴力団等からの不当要求又は工事妨害等を受けた場合は、速やかに所轄の警察署に届け出るとともに監督職員に報告すること。
 請負者は、発注者及び所轄の警察署と協力して、不当要求又は工事妨害等の排除対策を講じること。

第17章 その他

1 7 - 1 準備費について

準備及び後片付け、調査・測量、丁張り等、伐開、除根、除草、整地、段切り、すり付け等の作業は、共通仮設費の率計算に含まれる。

第18章 コリンズ登録

1 8 - 1 コリンズ登録について

請負者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報サービス（コリンズ）に基づき、受注・変更・竣工・訂正時に「工事实績データ」を作成し、監督職員の確認を受けた上、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後10日以内に、訂正時は適宜登録期間に登録申請しなければならない。
 また登録完了後は「登録内容確認書」の1部を監督職員に提出しなければならない。
 なお変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。